

第 3 1 回 三朝町農業委員会総会 議事録

1 開催年月日	令和 2 年 1 月 1 0 日（金）午前 9 時 開会																																				
2 開催場所	三朝町役場 第 4 会議室																																				
3 出席委員	<p>農業委員 7 人のうち出席者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 25%;">会長 山本雅之</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;">職代 早栗永人</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 20%;">1 番 青木君夫</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>2 番 石田英雄</td> <td></td> <td>3 番 森嶋誠美</td> <td></td> <td>4 番 松原利志</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 番 吉田定夫</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">以上 7 人</p> <p>農地利用最適化推進委員 5 人のうち出席者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 25%;">布廣俊晴</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;">岩本壽博</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 20%;">米原章太郎</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>山本 満</td> <td></td> <td>本田 博</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">以上 5 人</p>	会長 山本雅之		職代 早栗永人		1 番 青木君夫		2 番 石田英雄		3 番 森嶋誠美		4 番 松原利志		5 番 吉田定夫						布廣俊晴		岩本壽博		米原章太郎		山本 満		本田 博									
会長 山本雅之		職代 早栗永人		1 番 青木君夫																																	
2 番 石田英雄		3 番 森嶋誠美		4 番 松原利志																																	
5 番 吉田定夫																																					
布廣俊晴		岩本壽博		米原章太郎																																	
山本 満		本田 博																																			
4 欠席委員																																					
5 農業委員会事務局職員	事務局長 安田寛 事務局員 河中丈正 大村哲也																																				
6 議事録署名委員	5 番 吉田定夫 委員 7 番 早栗永人 委員																																				
7 議事内容等	<p>議案第 7 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（東小鹿） 議案第 7 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（久原） 議案第 8 0 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（小河内） 議案第 8 1 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について</p> <p>【追加議案】 議案第 8 2 号 地籍調査事業に伴う地目変更協議について</p>																																				
8 協議事項	(1) 農業委員会の法令順守の申し合わせ決議（案）について																																				
8 報告事項	(1) 農地法第 1 8 条第 5 項の規定による通知書について (2) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届け出について																																				
9 その他	<p>(1) 農家相談について</p> <p>(2) 令和 2 年 2 月 農業委員会総会の日程について</p> <p style="text-align: center;">【案】 2 月 1 0 日（月） 午前 9 時～</p> <p>(3) その他</p>																																				
10 閉会	午前 9 時 4 5 分																																				

1 開会

《事務局》

皆さん、明けましておめでとうございます。
定刻になりましたので、ただ今から、第31回三朝町農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、山本会長、ご挨拶をお願いいたします。

2 会長あいさつ

新年あけましておめでとうございます。今年もよろしくをお願いいたします。
さて、新年がはじまりますが、今年には新しい取り組みを進めたい。農家を守るための取り組みをスタートする年になりますので、今まで以上の皆さんのご協力をお願いします。

3 総会成立宣言

《事務局長》

本日の出席委員は7名中、6名が出席されています。
定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により総会は成立することを報告します。
なお、松原利志委員は、仕事の都合での欠席の連絡を受けております。

それでは、三朝町農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は山本会長をお願いいたします。

4 議事録署名委員の指名

《議長》

日程に従いまして、第4の議事録署名委員の指名を行います。
三朝町農業委員会会議規則第22条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

異議なしとのことですので、5番 吉田定夫 委員、7番 早栗永人 委員 を指名します。よろしくをお願いいたします。なお、書記は事務局でお願いします。

5 議 事

《議長》

これより、日程第5の議事に入ります。

《議長》

「議案第78号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局は、議案の説明を行ってください。

《事務局》

それでは説明させていただきます。
本議案の申請につきましては、従来より譲受人が耕作している農地（田）について、所有者から譲渡の相談があり、売買により譲渡の話がまとまったものでございます。

（審査表説明）

なお、譲受人の審査につきましては2ページの審査表のとおりでありまして、要件を満たしているものでございます。

《議長》

事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

《議長》

何かご質問はありませんか。

【「なし」の声あり】

《議長》

それでは、議案第78号について、承認される方は挙手をお願いします。

【6人の委員の挙手を確認】

《議長》

それでは、議案第78号は承認されました。

《議長》

「議案第79号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局は、議案の説明を行ってください。

《事務局》

それでは説明させていただきます。

本議案の申請につきましては、従来より譲受人が耕作している農地（田）について、所有者から譲渡の相談があり、売買により譲渡の話がまとまったものでございます。

（審査表説明）

なお、譲受人の審査につきましては16ページの審査表のとおりでありまして、要件を満たしているものでございます。

《議長》

事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

《議長》

何かご質問はありませんか。

【「なし」の声あり】

《議長》

それでは、議案第79号について、承認される方は挙手をお願いします。

【6人の委員の挙手を確認】

《議長》

それでは、議案第79号は承認されました。

《議長》

「議案第80号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局は、議案の説明を行ってください。

《事務局》

それでは説明させていただきます。

本議案の申請につきましては、従来より譲受人が耕作している農地（田）について、所有者から贈与するとの申し出があり、話し合いの結果、贈与の申し出を受けることになり権利移動の本申請を行うものです。

（審査表説明）

なお、譲受人の審査につきましては30ページの審査表のとおりでありまして、要件を満たしているものでございます。

《議長》

事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

《議長》

何かご質問はありませんか。

【「なし」の声あり】

《議長》

それでは、議案第80号について、承認される方は挙手をお願いします。

【6人の委員の挙手を確認】

《議長》

それでは、議案第80号は承認されました。

《議長》

議案第 8 1 号「農地利用集積計画（利用権設定）について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

《事務局》

議案第 8 1 号について説明します。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画」について、同法同条の規定により三朝町長より諮問がありましたので、本件に関し本委員会の承認、決議を求めるものでございます。

【議案書をもとに朗読】

諮問がありました、農用地利用集積計画書（案）について精査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同法第 18 条第 3 号の各要件である、

1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。

2 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。

イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

3 対象のうちの関係権利者すべて同意（共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意）が得られることをすべて満たしていること。

のすべて満たしていると判断されるため、計画（案）を受理し本委員会に提案するものでございます。

《議長》

事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

それぞれ担当地域を確認してください。

《議長》

これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

《議長》

その他、質疑等はありませんか。

【「なし」の声、多数あり】

無いようですので、質疑を打ち切ります。

議案第 8 1 号について、承認される方は挙手をお願いします。

【6 人の委員の挙手を確認】

それでは、議案第 8 1 号は、承認されました。

《議長》

暫時休憩します。

《議長》

開会します。

ただ今事務局から、追加議案の提案がありましたので審議することとします。

「議案第82号 地籍調査事業に伴う地目変更協議について」を議案とします。
事務局は説明してください。

《事務局》

議案第82号について説明します。

本議案は、地籍調査事業に伴い現況の地目に変更したい旨の協議が、別紙のとおり三朝町長からありましたので、本委員会の意見を求めるものでございます。

現地確認につきましては、1月6日、協議地番の下畑の現地において、早栗農業委員、本田農地利用最適化推進委員、事務局の大村で、別紙のとおり地籍調査担当から説明を受けたところです。

以上で、説明とさせていただきます。

《議長》

現地調査の結果について、早栗委員、説明をお願いします。

《早栗委員》

先ほどの事務局の説明のとおり、1月6日、協議地番の下畑の現地において、本田農地利用最適化推進委員、事務局の大村さんと私で、地籍調査担当から説明を受けました。

調査の結果につきましては、現況の地目に変更することについて可とするものと判断したところでございます。

《議長》

これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

《議長》

その他、質疑等はありませんか。

【「なし」の声、多数あり】

無いようですので、質疑を打ち切ります。

議案第82号について、承認される方は挙手をお願いします。

【6人の委員の挙手を確認】

それでは、議案第82号は、承認されました。

《議長》

以上で、本日の議事は終了しました。

引き続き、第6の協議事項に入ります。

事務局は、説明をお願いします。

《事務局》

それでは「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議（案）について」説明させていただきます。

本件につきましては、昨年10月に他県の農業委員会会長が農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生したことから、11月28日に開催されました令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議されましたので、この申し合わせの趣旨に則り当委員会におきましても別紙の「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議（案）について」を決議することについて協議するものでございます。

【「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議（案）について」を朗読】

説明は、以上でございます。

《議長》

事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

《議長》

何かご質問はありませんか。

【「なし」の声あり】

《議長》

それでは、「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議（案）について」決議することに賛成の方は挙手をお願いします。

【7人の委員の挙手を確認】

《議長》

それでは、協議事項の「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議（案）について」は、決議されました。

引き続き、第7の報告事項に移ります。

事務局は、説明をお願いします。

《事務局》

それでは、「報告(1) 農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございます。

これは、61頁の資料のとおり4件の届出のうち、大柿地内の農地につきましては、(有)グリーンサービスさんと耕作農地を交換するために解約を行われたものでございます。また、大瀬地内の農地につきましては、借り手側の事情によりまして残念ながら耕作を断念されたものでございますが、新たに耕作される方との契約が既に整っておりますので報告させていただきます。

「報告(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について」でございますが、これは、79ページからの資料のとおり、7件の届出があり、1件につきましては、登記完了の届け出となっております。

続きまして、資料はございませんが、本年月7日付けで「青年等就農計画の認定について」三朝町長から通知がありました。内容につきましては、福山地内で和牛の肥育を行うもので、5年間の認定期間となっております。

報告事項は、以上でございます。

《議長》

事務局からの説明は以上のとおりでしたが、その他、皆さんからご質問等ありましたらお願いします。

【「なし」の声、多数あり】

8 その他

《議長》

続いて、第8のその他に入ります。

事務局、説明をお願いします。

《事務局》

(1) 農家相談について

《意見を募った結果》

例年実施している農家相談は実施しないが、時期を見て地域毎の相談日を開催することとに決定した。

(2) 令和2年2月の農業委員会総会の日程について

【協議の結果】

2月10日(月)午前9時の開会を予定します。

※現地確認が必要な場合には、別途連絡します。

事務局からは以上です。

《議長》

皆さんの方からも、その他何かございますか。

《5番委員》

集落内に農地を所有している集落外に居住の方から、農地を無償で受け取ってもらえないかとの相談を受けた。集落の方々に相談したが引き受け手が無かったので、私が受けることにしたのだが、引き受け手がない理由の一つとして、登記費用が高額であることが一因のようだった。相続が完了していないものや抵当権の設置してあるものは登記が複雑だが、単なる所有権移転登記はそれほど難しいものではない。

委員会として、移転登記の相談に乗ることで、管理の行き届かない荒廃農地の発生を防ぐことにつながるのではないか。

《議長》

昨年、司法書士を招いて登記に関する研修会を行ったが、研修を行うことについて検討してみたい。

《議長》

その他意見等ないので、以上で第7のその他を終わります。

《議長》

その他、全般を通して、何かございませんか。

【「なし」の声あり】

それでは、以上で本日の議案の審議、報告事項等はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、第31回三朝町農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年1月10日

議 長

議事録署名委員

5 番農業委員

7 番農業委員